

「豊能町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（仮称）案」に対する意見等募集結果

○応募期間：平成27年1月21日（水）から平成27年2月10日（火）まで

○応募方法：電子メール、FAX、郵送

○提出人数・意見等：5人（団体を含む）・49件

寄せられたご意見の概要、ご意見に対する豊能町の考え方は以下のとおりです。

なお、お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約している部分があります。また、類似の内容は纏めて記載し、個人や団体を特定又は類推できる情報は削除しました。

項目	ご意見の概要	豊能町の考え方
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「土壌の汚染」及び「災害の発生の防止」とあるが、「土砂埋め立てなどの適正化を図る」目的が、完全に抜けている。</li> </ul>	<p>○適正化を図ることを具体的に記すため、条例案は、町の良好な自然環境と生活環境を保全し、埋立て等により土壌汚染や崩落等による災害の発生を防止することとしています。</p>
町の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「埋立て等による土壌汚染」と記載され、目的が「土壌汚染」としている。これは、本末転倒＝目的は、「埋立てによる災害の防止」でなければならない。具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 不適切な埋立て等を適正化する</li> <li>ii 災害の発生（土壌汚染だけでなく）</li> <li>iii 安全な生活環境の保全を入れる事。</li> </ul> </li> <li>・「町は、不適切な土砂の埋立てが行われないよう必要な措置、必要な技術的な助言及び支援を求めるなど、府と連携する」と明記する事。</li> </ul>	<p>○町の責務として、埋立て等による災害の発生を未然に防止するため、埋立て等の状況を把握する体制整備と必要な施策を総合的に推進することとします。</p> <p>○府との連携については、府条例において「市町村が土砂埋立て等に関する施策を実施しようとする場合には、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする」とあり、技術的な助言や支援を求めるとともに必要な施策を推進していきます。</p>

埋立てを行う者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立てを行う者は、「災害の防止と生活環境を保全するための必要な措置を講じる責務がある」と明示しなければならない。</li> <li>・「埋立て等を行う者の責務」の第1項に下記を追加すべきです。</li> <li>「埋立て等を行う者とは、事業者、事業主(事業活動を自ら行う者または事業の発注者)、及び事業施行者(事業主との契約により施工を請け負うすべての者)をいう。」</li> </ul>	<p>○条例案では、埋立て等を行う者には、土壌汚染及び災害の発生を未然に防止する責務があるとします。</p> <p>○埋立て等は、土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積を行う行為であって、それを行うものすべてに責務があるととしています。</p>
土地所有者等の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「廃棄物の不適切な処理」となっているが、建築残土は廃棄物ではない。この条文では、廃棄物でない建築残土での埋立ては、除外となってしまう。</li> <li>・「並びに」とあるが、これでは産業廃棄物でない残土などの埋め立ては除外される恐れがある「あるいは」とすべき。</li> </ul>	<p>○条例案では、土地の所有者等は、所有地において適正な土砂等による埋立て等が行われることが無いよう適正管理を行うこととします。</p>
土砂等による埋立て等の規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この項目は、4. 土地所有者の責務を規定しているもので、5. ではない。</li> </ul>	<p>○条例案では、埋立てを行う者、土地所有者等とそれぞれ規定することとします。</p>

<p>埋立て等の許可</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この項目は、許可が必要な要件を記載したものあるべき。</li> <li>・町長の許可には、条件を付帯することがあると追加すべき。</li> <li>・「許可を受ける場合は、町長と協議し、・・・」 i 土地の埋立て等に係る土地所有者の同意 ii 当該土地の周辺地区住民と自治会等住民組織がある場合は周辺住民として含め、説明会の開催などにより、必要な周知を行い賛同を求め、その結果を、申請書に添付しなければならない。と明記し、違法行為の抑制を、地域住民と協力するべきである。</li> <li>・ 府は 3,000 m<sup>2</sup>以上であり、町はそれ以下(500 m<sup>2</sup>以上)を補完するものとして評価します。</li> </ul>	<p>○条例案では、許可の要件は個別に明示します。また、許可には条件を付すことができるとしています。</p> <p>○条例案では、住民説明会の開催など、地域住民への周知及びその報告を求めることとしています。</p> <p>○ご理解いただきありがとうございます。</p>
<p>申請手続き</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「許可の申請は、町長と事前協議後、1年以内・・・」とあるが、許可を受ける場合の申請内容を明文化すべき。 i 埋立ての目的、内容 ii 埋立ての区域の位置、面積 iii 堆積の構造と搬入する土砂の量、発生場所、搬入の計画 iv 災害発生の防止策と生活環境保全の措置などを、書面と図面を提出。</li> <li>・許可を受けた内容を土地所有者に通知する事</li> <li>・土地所有者は書類を保管する事とその内容の現場確認を怠らないこと。</li> <li>・「申請手続き」に申請書の提出者は“事業者”と“土地所有者”の連名にすべきです。</li> </ul>	<p>○条例案では、許可申請には埋立ての目的等必要な項目を明示します。ご指摘の項目以外の項目も含めて、書類による提出を求めています。</p> <p>○規則で定めてたいと考えています。</p> <p>○土地所有者等は、定期的に埋立て等の状況を把握することとします。</p> <p>○土地所有者等の同意書を申請時に同時に提出させることとしています。</p>

<p>許可の基準</p>	<p>・許可基準は、物理的に安全であったとしても景観上問題があれば、許可すべきではないと考えます。「高さ規制」を条例に盛り込む必要があります。</p> <p>・第1項目「町長は許可をする際には、・・・保全するために、<u>別に定められた技術審査基準により判断し、必要な条件を付すことができるものとする</u>」(下線部を追加)。すなわち、「管理規則による技術審査基準」の制定が必要である。また、「<u>許可を受ける前に、行為を行ってはならない</u>」と禁止しなければならない。</p> <p>・第2項目の「申請者が・・・」の文章を「<u>申請者(関連する団体の役員や使用人も含む)が、この条例に違反し、指導、命令を受け、必要な措置を完了していない者</u>」に改め、また、「<u>本条例の許可を取り消された場合</u>」、「<u>土砂の埋立てを適正に行う資力を満たしていない場合</u>」などの項目が追加されなければ、府条例の効力以下となってしまう。(下線部追加)</p>	<p>○埋立て等による災害発生を防止し、周辺地域の自然環境及び生活環境を保全するため、埋立て等の形状及び構造上の基準については、規則で規定します。</p> <p>○許可を受ける前に行為を行うと条例違反になると考えています。</p> <p>○条例案では、法人の場合、役員、使用人も含みます。また、本条例の許可を取り消された者、埋立て等を的確かつ継続的に行う資力のないものについても許可はしないこととしています。</p>
--------------	---	--

<p>許可を受けた者の義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可を受けた事業者の責任について、水質検査の頻度等を明記して環境監視を義務付けるべきではないでしょうか。</li> <li>・着手しようとした場合、「すみやかに」開始届を提出。</li> <li>・土砂を搬入する前に、発生場所、土壌汚染のおそれのないことを確認し、「定期的」に報告する義務でなければならない。</li> <li>・土砂の発生場所ごとに管理簿を作成し記録しなければ」とあるが「土砂管理台帳で定期的に報告しなければならない」と改める。</li> <li>・「埋立て等の区域であることの標識の掲示」とあるが、誰が見ても許可済みとわかる内容＝管理NO, 等所定項目など「管理規則」に明文化しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水質検査の頻度については規則で定めます。</li> <li>○条例案では、着手届は着手前に提出させます。</li> <li>○条例案では、報告は義務としています、罰則も設けません。</li> <li>○土砂等管理簿は、定期的な土砂等の量の報告時に添付するようにします。</li> <li>○規則に定める様式に明記していきます。</li> </ul>
<p>完了、廃止、休止及び終了の届け出</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再開することもあるだろうとするが時期が未定の場合、再開意思がなく、結果放置するなどを散見し、危険行為を是正させるためにも必要項目である。</li> <li>・廃止、休止の場合、必要な災害防止措置を行った上での措置を行ったものでなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○条例案では、埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講じることを規定しています。</li> </ul>

<p>勧告・命令</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「・・・もしくは流出による災害により、人の命・・・」とあるが災害が起こった後にしか命令できなくなっている。</li> <li>「・・・もしくは流出を防止するための措置を取らなかったことにより、生命、身体もしくは財産を・・・」であるべき。</li> <li>・許可において、「管理規約によって技術審査基準」を定めるはずと思うが、「土砂埋立てが、規則で定めた構造上の基準及び排水の基準に適合しない場合・・・」と、具体例を記さなければならない。</li> <li>・「必要な措置をとるべきことを勧告・・・」とあるが、とるべきではない。「災害を防止する措置を取らなかった場合、期限を決めて勧告し、守られなかった場合、停止を命ずることができる」と厳格にするべき。</li> <li>・「・・・著しく害する・・・」とあるが、「著しく」を削除。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○条例案では、許可基準又は許可の条件に違反していると認めるときや、崩落等の災害により人の生命、身体若しくは財産を害する事態が発生するおそれがあると認められるとき勧告し、命令するものです。</li> <li>○条例案では、許可基準に違反しているときには、必要な措置を講じることを勧告していきます。</li> <li>○条例案では、勧告をしたのち、それに従わないときは直ちに中止させるか、期限を定めて必要な措置を講じることを命じて行きます。</li> <li>○条例案では、「著しく」という表現は削除します。</li> </ul>
<p>許可の取り消し等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「偽りその他不正の手段で許可を受けたもの」の次に「許可された内容及び条件に違反したとき」が必要であって、その後、命令違反・・・と続けること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○条例案では、許可内容以外の事を行った場合には、変更の許可違反として取消すこととしています。</li> </ul>
<p>土地所有者の義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者等の義務において、土壌汚染を防止するために施工状況を把握しなければならないのであるから、土壌汚染を防止するために必要な命令もすべきである。また、それに従わなかった時の担保が無い。</li> <li>・「不適切な土砂埋立て等の行為を知った時、町への通報義務」を追加すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○条例案では、土地所有者等には、通報の義務を課しません。</li> </ul>

罰則	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害を防止するため、不適切な土砂埋立てを禁止することが、この条例制定の趣旨であり、府と町の役割を行為面積で分担してものであるにも関わらず、罰則規定が下がっており、その抑止に危惧する、府条例の「2年以下の懲役」が、「1年以下」となっている。2年とするべき。</li><li>・本来の「土砂埋立て等の条例違反」、「偽りの行為で許可取得したもの」、「排水の基準に適合しなかった場合などの命令違反」も抜けている。町の追加した土壌汚染と水質汚濁は、評価できるが、本来の土砂埋立て違反行為が、罰則規定でなければならない。</li><li>・上記同様に、府条例「1年以下」を「6か月」と下げている。</li><li>・総じて、府条例の厳格化の趣旨と、項目の細分と明記によって、何が違反行為かを特定しているが、町条例は、抜けが多く、実効性に欠ける。大阪府条例と同文で良いと思う。</li></ul>	<p>○府条例に比べ行為面積の要件が小さいことから町条例案の罰則としています。</p> <p>○条例案では、条例各項目違反について罰則を設けています。</p> <p>○条例案では、偽りにより許可を受けた者は、その許可を取り消すこととしており、埋立て等の行為は停止すると考えています。取消すことにより行為については無許可となり、罰則の対象になります。</p>
----	--	--

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「土砂等」の等に含まれる物質の定義を明確にして、それ以外の物質による埋立てを禁止すべきではないでしょうか。</li> <li>・「勧告・命令」では、主語として「町長は」を入れるべきではないでしょうか。</li> <li>・土砂等の搬入に伴う通行の安全確保として、搬入ルートが通学路を共用する場合には特別の対策（安全監視員の配備や搬入の時間帯制限の設定など）をとることを義務付けておく事が必要ではないでしょうか。</li> <li>・公表の前に府条例では、「報告徴収」の項目があるが、町条例では全くない。「土砂埋立てを行う者と土地所有者に、報告を求める事が出来る」旨を明文化し、報告を拒否することを違反とすること。</li> <li>・「土砂災害防止法」によって指定されている警戒区域並びにその周辺地域への土砂の搬入・堆積の禁止を条例の中で明記すべきだと考えます。</li> <li>・条例に保証金支払い等の規定を設ける必要があります。</li> <li>・土砂を発生させる者の責務の項目がない。</li> <li>・土砂搬入禁止区域の指定の項目がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂等とは、土、砂、破砕石など産業廃棄物以外のものと考えています。</li> <li>○条例案では、「町長」はとしています。</li> <li>○条例案では、土砂等の搬入計画も提出する事としています。</li> <li>○条例案では、事業者に対し、その業務に関して必要な事項の報告又は資料の提出を求めています。</li> <li>○埋立ての構造に係る技術基準において、急傾斜地等における措置を規定していきます。</li> <li>○面積要件を考慮し、府条例・規則と整合を図ります。</li> </ul>
------------	---	---

その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・条例の後、「管理規則」が定められると思うが、「技術審査基準」が、許可するか否かを決める重要なものである。町は、特に専門家の人的財産が少ないため、大阪府の基準を変えることなく実行することが必要。更に、府の専門機関と連携協力し合うことが重要です。</li><li>木代の災害の発生後、責任転嫁が目立った。本来の災害防止の原点に立ち返って、法の執行をお願いします。</li><li>・今回の府土砂条例は、本町で発生した「異常なる盛土搬入によって土砂災害」を未然に防ぐため、「違法行為そのものの禁止」とともに、罰則規定を高めることにより、その抑止することが趣旨である。町条例制定に於いても、その趣旨に沿って制定しなければならない。また同等の効力を有しなければならない。</li><li>・府の条例を補完する意味で、面積規定を下げ規制範囲を拡大することに意味がある。条例のタイトルは同じにし、一般に判りやすくすべき。</li><li>・土砂の採掘などについても、このような条例を制定して事業者の義務・責任を明確にしておくべきで。</li><li>・今回の提案書は素案とは云え、担当者が作成した段階（初歩的なミスを残したまま）で公表されたように見える。</li><li>・今回のパブリック・コメントは、同時期に複数のものが意見募集にかけているが、広報紙による事前の周知がなされておらず（要綱を無視している）、インターネットの利用できない者は全く知りえない状況におかれている。</li></ul>	○ご意見等は、今後の参考とさせていただきます。
-----	--	-------------------------